

## 広島農政事務所交渉（全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会）

### 議 事 要 旨

1. 開催日時：平成22年2月25日（木）18：15～18：30（15分）
2. 場 所：広島農政事務所第1会議室
3. 出席者：

中国四国農政局広島農政事務所	稲谷久雄	所長
同	石間庄二	次長
同	丸川育徳	総務課長
同	田和瀬和久	総務課課長補佐
同	岡崎勝樹	職員係長

全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会	権田 浩	委員長
同	大掛智志	書記長
同	栗栖隆文	財政部長
同	阿武賢治	執行委員
同	竹添正樹	執行委員
同	田畑大介	執行委員

4. 議 題：超過勤務縮減について  
（全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会提出別添「要求書」）

#### 5. 議事概要

○丸川総務課長：本日の交渉に先立ち、国家公務員法108条の5の規程に基づく予備交渉の段階で取り決めた事項を報告します。「新たな労使関係の構築に関する基本方針」Ⅱの1の（3）に定められた要件を満たし、交渉対象とする事項は全農林労働組合中国四国地方本部広島農政分会から提出された要求1号のⅢの1の一部としました。その他の事項については、農林水産省の権限外事項であること、管理運営事項に該当すること、また上部機関での交渉事項であることから、要望事項として承るとの整理をした。それを前提として交渉を始めます。

それでは、要求内容及びその趣旨について組合の方から説明願います。

○権田委員長：私たちは、第54回全農林定期大会・第55回臨時大会や中国四国地方本部第24回定期大会・第25回臨時大会での議論を踏まえ、当面す

る課題を整理し、要求事項として要求を取りまとめました。農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。ついては、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、要求事項の解決に向け特段のご努力をされるよう強く要求します。予備交渉で整理されまして交渉事項となる項目について書記長より説明します。

○大掛書記長：戸別所得補償制度など新たな業務もあり、実効ある超過勤務縮減を求めます。各職場では特定の個人の超過勤務が増えていることや突発的な事案に対する縮減対策を是非お願いしたい。

○稲谷所長：本日の交渉は、「新たな労使関係の構築に関する基本方針」が策定されて、初めての交渉となるため、基本方針を定めるに至った経緯を踏まえて基本方針を遵守しながら交渉を行います。

超過勤務については業務を遂行する上で必要なものでありますが、超勤縮減については常々問題意識を持っており、職員の健康保持及び能率向上の観点から、不要不急の超過勤務を行うことがないよう、業務内容を点検しつつ超勤命令は必要最小限にとどめることが重要であると考えています。

このため、超過勤務縮減委員会を開き、定期的に超過勤務実績の検証を行い、不要不急の業務に命令を出さないことを徹底する等の対策を講じました。更に12月の超過勤務縮減月間では、管理者は真に必要なと思われる場合に限って超過勤務を命ずることを指示し、事務所幹部が毎日巡回して定時退庁を促した結果、年末でかつ庁舎統合前の繁忙期であったにもかかわらず、それまでの実績平均を下回ることになりました。

また、事務所のこれまでの1人当たり平均時間は昨年並みに推移していますが、新しい業務である米戸別所得補償制度の対応等で業務の偏りや輻輳が予想されるため、事前に部署内業務の平準化や専任体制等を整えるなどの業務対応を検討しているところであります。

私としても、今後も勤務時間管理を徹底し、更なる業務の効率化、平準化をしながら一層の超勤縮減を図りたい、と考えています。

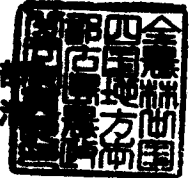
○権田委員長：一定の回答を頂きありがとうございます。当局も問題意識を持っていると理解するところでありますが、今後も努力を続けて頂きたい。今後、新たな業務遂行において不払い残業が発生しないようよろしくお願いします。その他の項目についても交渉対象外ではありますが、切実かつ喫緊の課題でありますので問題解決に向けて努力頂きたい。

○稲谷所長：要請として承りました。

(終 了)

中国四国農政局広島農政事務所  
所 長 稲 谷 久 雄 殿

全農林労働組合中国四国地方本部  
広島農政分会委員長 権田 清



## 要 求 書

私たちは、第54回全農林定期大会・第55回臨時大会や中国四国地方本部第24回定期大会・第26回臨時大会での論議を踏まえ、当面する課題を整理し、要求事項として下記のとおり取りまとめました。

特に、農林水産省改革の具体化により、事務・事業、組織の抜本的な見直しが進められており、組合員の将来に対する不安は増大しています。

また、今後は、政権交代による新たな農政が展開されることとなりますが、食料自給率の向上や食の安全・安心、環境問題に配慮した食料・農業・農村政策の推進と中央・地方が一体となった農林水産行政の推進がますます重要となっています。

については、農林水産行政の充実と私たちの雇用・労働条件確保の観点から、下記要求事項の解決に向け特段の努力をされるよう強く要求します。

### 記

#### I 農林水産省改革の具体化に伴う課題について

- 1 来年度以降の組織・定員については概要のみの説明で不透明な部分が多い、早めの情報提供を行うこと。

#### II 2010年配置転換における事前研修や業務運営について

- 1 人員減のなか、円滑な業務を行う為、実態に見合った業務の見直しと業務分担の調整を行い、特定の者が業務加重・超過勤務の増加とならないよう、当局が責任を持って対応すること。
- 2 配転予定者の業務研修時の業務運営は責任をもって対応すること。

#### III 超過勤務縮減にかかる課題について

- 1 超過勤務時間管理体制を確立するため、事前命令の徹底、実効ある超過勤務縮減対策の実施により、超過勤務の縮減をすること。  
また、不払い残業を発生させないこと。

**IV その他の課題について**

- 1 管内の広域化に係る高速道路料金の予算を確保すること。**
- 2 労働条件に係る重要な事項は、ノーツ掲示板に掲載するだけでなく、当局が責任をもって説明を行うこと。**

以 上